

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和25年法律第201号
手続名	指定構造計算適合性判定機関の指定の取り消し（第1項）	根拠条項	法第77条の35の19第1項

処分基準	<p>○建築基準法に基づく処分基準</p> <p>都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が第77条の35の3各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。</p>		
------	---	--	--

対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次No.
------	-----------------------	------	-------	------	-------	-------